

# 平成30年度 第2回 金沢市歴史まちづくり協議会

日 時：平成31年2月22日（金）13:30～15:00  
場 所：金沢市役所7階 第1委員会室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 課 長 挨 拶

### 3 議 事

- 1) 金沢市歴史的風致維持向上計画における事業の進捗状況について  
・・・(資料1)
- 2) 金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）変更（案）について  
・・・(資料2)
- 3) 金沢市歴史的風致活用国際観光整備計画（案）について  
・・・(資料3)

### 4 閉 会

# 金沢市歴史まちづくり協議会規約

## (名 称)

第1条 この協議会は、「金沢市歴史まちづくり協議会」と称する。

## (目 的)

第2条 協議会は、金沢の「まち」の魅力をさらに高めるため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第11条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）の作成及び変更に関する協議並びに認定歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行う。

## (会 長)

第3条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、当該協議会を組織する委員（以下「委員」という。）の互選によりこれを選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会 議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席することができない場合は、その指名する者を代理として出席させることができる。
- 4 会長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させることができる。

## (事務局)

第5条 協議会の事務局は、金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課に置く。

## (雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この規約は、平成20年11月4日から施行する。

## 附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市歴史まちづくり協議会 委員名簿  
(平成30年度 第2回 歴史まちづくり協議会 出欠名簿)

(敬称略)

平成30年10月1日現在

構成	出欠	氏名	役職
学識経験者 (五十音順)	○	宇佐美 孝	郷土史家(郷土史)
	○	川崎 寧史	金沢工業大学教授(建築)
	×	北浦 勝	金沢職人大学校校長
	○	馬場先 恵子	金沢学院大学教授(都市計画)
	○	山崎 達文	金沢学院大学副学長(文化財)
	○	山崎 幹泰	金沢工業大学教授(日本建築史)
石川県	●	鈴見 裕司 (代理:前田 輝也 課長補佐)	都市計画課長
	●	浜田 哲郎 (代理:森 朋子 専門員)	土木部次長兼公園緑地課長
	●	田村 彰英 (代理:安 英樹 課長補佐)	文化財課長
金沢市	○	嶋浦 雄峰	文化スポーツ局長
	○	山田 裕	農林水産局長
	○	磯部 康司	土木局長

○:出席

●:代理出席

×:欠席

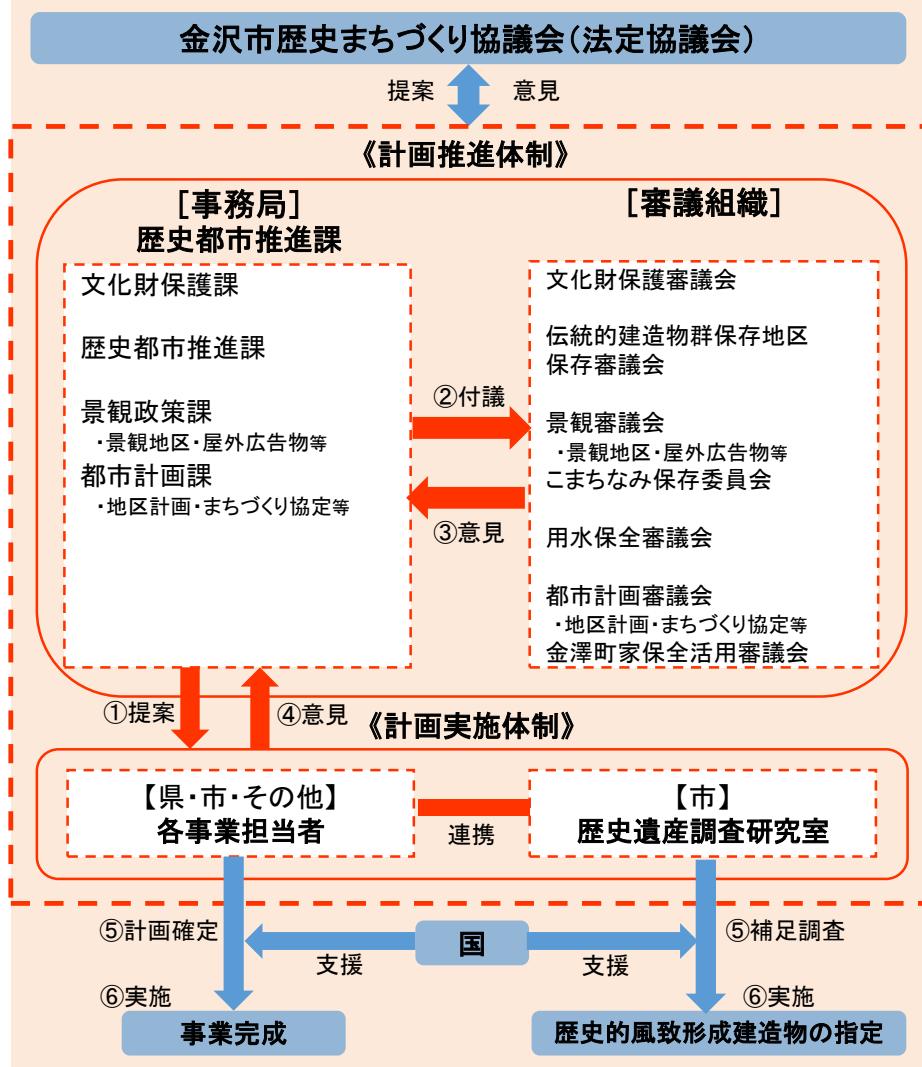


# 平成30年度 進捗評価 (施策・事業の進捗状況)

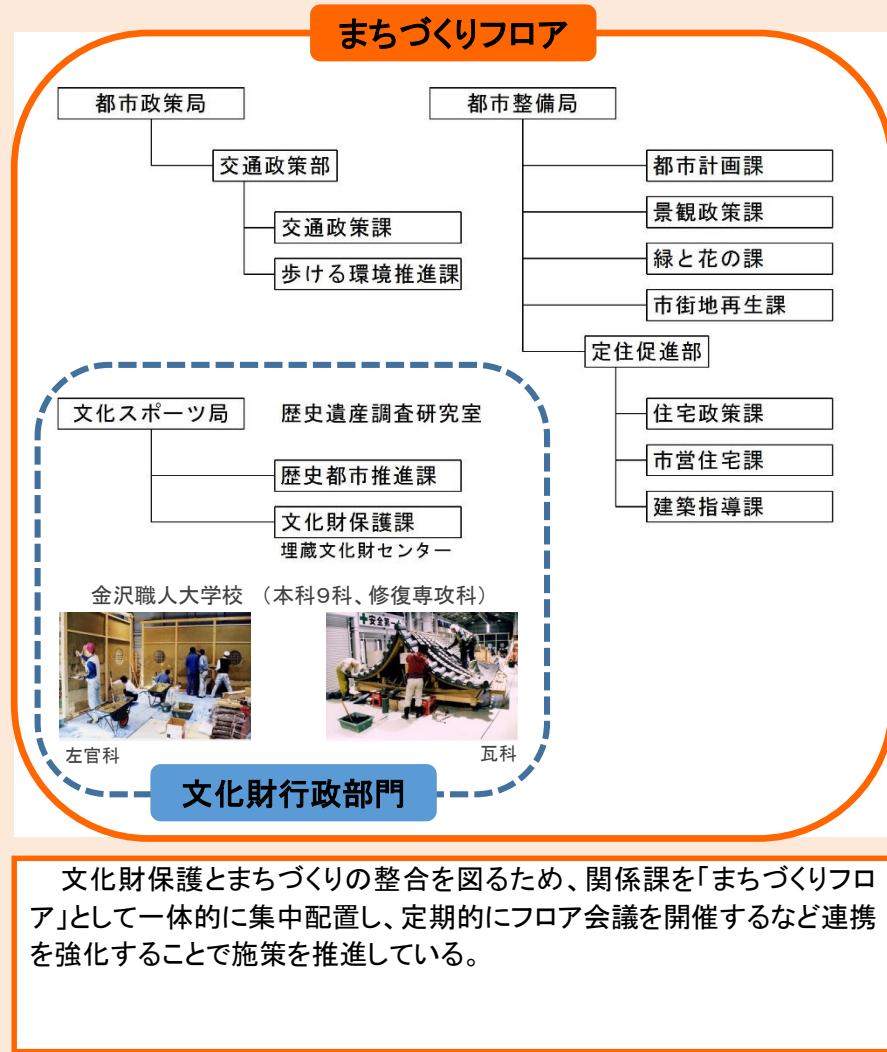
資料 1

## 1. 組織体制

### [計画の実施・推進体制図]



### [組織体制]





# 平成30年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

## 2. 重点区域における良好な景観を形成する施策

### 【景観計画】平成21年制定

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（景観条例）に基づき、市全域を景観計画区域とした景観計画において、重点区域全体を指定区域として景観形成基準を定め、規制・誘導を図り、歴史的風致の維持向上に関して実効性を高めている。

### 【屋外広告物条例】平成7年制定

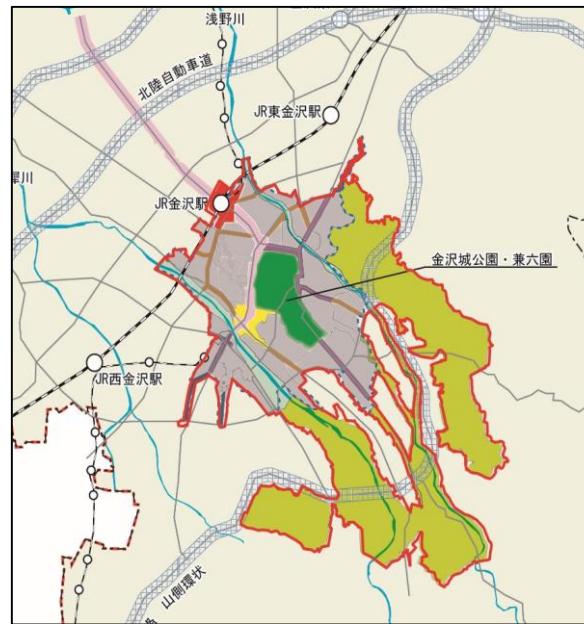
「金沢市屋外広告物等に関する条例」に基づき指定区域において屋外広告物の規制・誘導を行っている。また、屋外広告物審査会にも諮り、色彩、デザインに関する指導・助言を行っている。

### 【市独自条例（こまちなみ保存条例）】平成6年制定

条例に基づく区域である「こまちなみ保存区域」を指定し、届出制による建築行為等の規制・誘導を図っている。

### 【市独自条例（用水保存条例）】平成8年制定

条例に基づき「保全用水」を指定し、届出制により用水及び用水に隣接する土地における工作物の設置や建築行為等について助言、指導を行っている。



区域指定図（景観計画：平成21年）

凡 例	
景観形成区域	
伝統環境保存区域	
歴史文化象徴区域（A）	■
伝統的街並み区域（B）	■
川筋景観区域（C）	■
旧街道街並み区域（D）	■
遠望風致区域（E）	■
伝統環境調和区域	
景観調和区域（A）	■
景観調和区域（B）	■
近代的都市景観創出区域	
金沢駅周辺区域（A）	■
都心軸区域（B）	■
商業業務区域（C）	■
重要広域幹線景観形成区域	
北陸自動車道沿道、外環状道路・津幡バイパス沿道	■■■■
景観計画区域	
その他区域（薄緑色の区域）	■
主要な道路	
鉄道	—
市域	---
都市計画区域	-----

項目	H29年度	H30年度 (H31.1現在)
景観届出件数	651件	613件
屋外広告物審査会での審査件数	139件	154件
優良意匠屋外広告物の指定	9件	7件
こまちなみ保存区域での修理件数	9件	5件
金澤町家の修理件数	5件	11件
保全用水届出件数	39件	30件



優良意匠屋外広告物指定物件



# 平成30年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

## 3. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

### （1）歴史的建造物の積極的な保全と活用に関する事業 【掲載ページP181～P197】

No.	事業名	進捗状況	
①	金沢城公園整備事業	「鼠多門」、「鼠多門橋」の工事に着手 展示・休憩施設の整備を完了	①金沢城公園整備事業 
②	「土清水塩硝蔵跡」復元整備事業	723.51m2の用地を取得(合計取得面積3950.51m2)	②「土清水塩硝蔵跡」復元整備事業 
③	野田山墓地整備事業	ゴミ集積所整備工事(N=2か所)、サイン設置工事(N=5か所) 眺望点整備工事(N=1か所)を実施	
④	伝統的寺社建造物修復事業	- (来年度に向けて所有者と協議を実施)	④伝統的寺社建造物修復事業 
⑤	長町景観地区保全活用事業	1件の修景実施	⑤長町景観地区保全活用事業 
⑥	金澤町家再生活用事業	10件に助成を実施	
⑦	にし茶屋街修景整備事業	1件に助成を実施	
⑧	文化財保存助成事業	市指定7件(建造物2件、名勝4件、天然記念物1件) 市指定保存対象物3件に対して助成	
⑨	県指定文化財助成事業	西田家庭園の中門改修、尾山神社庭園のハッ橋の架け替えを実施	
⑩	景観修景事業	生垣整備事業(N=3件)	
⑪	歴史的建造物保存活用事業	-	
⑫	文化財ボランティア活動支援事業	金沢駅周辺と卯辰山麓地区の旧町名の標柱15本の刻文字の補修実施 前田家墓所の清掃ボランティアを企画	



# 平成30年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

## 3. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

### （2）歴史的街並みの保全に関する事業

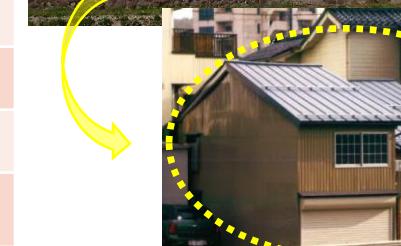
【掲載ページP198～P212】

No.	事業名	進捗状況	
⑯	大野庄用水沿い整備事業	中央通り口交差点から約70m区間における無電柱化及び道路修景整備を完了（H31.3月予定）	
⑯	旧鶴来街道修景整備事業	無電柱化に必要な地上機器の配置箇所として、民有地を1筆取得	
⑯	旧新町通り修景整備事業	無電柱化に必要な地上機器の配置箇所として、民有地を1筆取得 通信ハンドホール設置工事（N=9か所）に着手	
⑯	ひがし茶屋街無電柱化事業	無電柱化に必要な地上機器の配置箇所として、民有地を1筆取得	
⑯	旧北国街道（ふくろう通り）無電柱化事業	約150m区間において無電柱化管路工事を完了（H31.3月予定）	
⑯	金沢城お堀通り（尾崎神社前）無電柱化事業	－	
⑯	旧観音町通り無電柱化事業	無電柱化に必要な地上機器の配置箇所として、民有地を1筆取得	
⑯	（都）寺町今町線東山～森山無電柱化事業	無電柱化管路工事を実施	
⑯	（都）専光寺野田線寺町3～5丁目無電柱化事業	無電柱化管路工事及びさく井工事を実施	
⑯	（都）小立野線無電柱化事業	兼六園側に約160m区間における無電柱化工事を完了（H30.4月）	
⑯	旧古寺町無電柱化事業	－	
⑯	安江町界隈整備事業	約105m区間において無電柱化管路工事に着手（H31.3月予定）	
⑯	浅野川風情の道整備事業	－	
⑯	こまちなみ保存事業	修景整備2件実施（御徒町1件、彦三一番町・母衣町1件）	
⑯	川筋景観保全事業	浅野川区域において1件の助成を実施	

⑯（都）小立野線無電柱化事業



⑯川筋景観保全事業





# 平成30年度 進捗評価 (施策・事業の進捗状況)

## 3. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

### (3)歴史的建造物の周辺環境の保全に関する事業

【掲載ページP213～P216】

No.	事業名	進捗状況
㉙	斜面緑地保全育成事業	巨木適正管理事業N=3件、高木緑化事業N=3件を実施
㉚	屋外広告物等撤去補助事業	N=9件実施
㉛	観光案内板整備事業	既存の観光案内板を更新(約120か所)
㉜	コミュニティ空間保全活用事業	-
㉝	多言語化事業	金沢の歴史文化についてのコラムを英語で配信(4回) 韓国語・タイ語のホームページをリニューアル 英語、仏語、伊語、西語、中文簡体、韓国語、タイ語のスマートフォン対応サイトのリニューアル
㉞	人材育成事業	金沢の歴史・文化遺産についての研修を実施(3月予定)



### ㉚屋外広告物等撤去補助事業



### ㉝多言語化事業(英語コラム)

2018/10/10 Beauty and techniques of handicraft inherited in Kanazawa -1-- Kanazawa Column

KANAZAWA COLUMN

SEPTEMBER 18, 2018 BY ADMINGOVINDKANAZAWA

Beauty and techniques of handicraft inherited in Kanazawa -1-

**金沢** Beauty and techniques of handicraft inherited in Kanazawa

- the "Sakakura" that produced samurai furnishings -

In Kanazawa, a variety of traditional handicrafts still remain and are noted in everyday life, helping to boost the cultural and artistic level of the city. We will explore the beauty and roots of the handicrafts that have been passed down in this city.



# 平成30年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

## 3. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

### （4）伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、後継者の育成に関する事業

【掲載ページP217～P227】

No.	事業名	進捗状況
⑩	金沢百万石まつり開催事業	鷹匠6名による鷹狩り演出で沿道を盛り上げた 関連行事も含めて3日間で64万6千人の観客が訪れた
⑪	工芸工房開設奨励事業	工芸工房の開設に係る補助を3件実施
⑫	金澤町家職人工房開設事業	平成21年度に金澤町家職人工房東山を開設し、運営を継続中
⑬	伝統芸能保存育成事業	3茶屋街に対して地方・立方稽古への補助を実施（金沢芸妓は46名）
⑭	金沢の料亭・茶屋改修事業	料亭2件、茶屋1件に対して助成を実施（H31.3月予定）
⑮	金沢の料亭・茶屋経営安定化事業	料亭7件、茶屋2件に対して支援を実施（H31.3月予定）
⑯	伝統産業技術研修者育成事業	伝統産業の技術研修者20名、伝承事業者10名に対し奨励金を交付
⑰	加賀宝生子ども塾事業	謡・仕舞教室塾生15名が稽古19回、特別講義を3回受講、発表会を2回 狂言教室塾生が稽古19回、特別講義を2回受講、発表会を3回実施
⑱	金沢素囃子子ども塾事業	塾生16名が稽古23回、発表会1回、出演演奏（外部依頼）を1回実施
⑲	金沢工芸子ども塾事業	第6期生（1年目）がデザイン、金工、陶磁、染織の制作実習を行った
⑳	金沢茶道子ども塾事業	平成30年4月から平成30年9月で第9期生20名が開講式を含め12回活動
㉑	金沢伝統文化親子体験講座事業	生け花、筆曲、剣詩舞道、きもの4講座を各1回開催 全講座合わせ53組104名の親子が受講
㉒	金沢人づくり学生塾事業	2月5、6日に金沢学院大学生10名に対して集中講義を行った
㉓	子どもマイスタースクール	生徒15名が講座20回を受講
㉔	旧町名復活事業	金石地区3町が旧町名を復活（復活日：11月1日）、記念式典を開催

⑩金沢百万石まつり開催事業



㉑加賀宝生子ども塾事業



㉔旧町名復活事業





# 平成30年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

## 4. 文化財の保存又は活用に関する事項

### ①文化財の保存又は活用の推進

#### 【国登録・有形文化財】

■建造物: 1棟 彦三町家（平成30年11月1日指定）

#### 【市指定文化財・有形文化財】

■建造物: 1棟 旧中や（平成30年10月1日指定）

■美術工芸品・古文書: 384点 宇多須神社文書（平成30年10月1日指定）

■美術工芸品・歴史資料: 45点 宇多須神社関係資料（平成30年10月1日指定）



彦三町家 外観



旧中や 外観



旧中や 離れ座敷

### ③文化財の防災

重要伝統的建造物群保存地区では、毎年1月26日の文化財防災デーに合わせ消防局と地域住民が連携し防災訓練を実施している。

今年は、卯辰山麓重伝建地区防災計画に基づき設置した妙圓寺の防火水槽を利用し、全性寺での消火訓練を実施した。



妙圓寺（給水状況）



全性寺（訓練状況）

### ②文化財の修理(整備)の推進

■県指定文化財修理件数…2件

（西田家庭園、尾山神社庭園）

■市指定文化財修理件数…4件

（松風閣庭園、千田家庭園、西家庭園、心蓮社庭園）



尾山神社庭園 ハツ橋架け替え

### ④文化財の保存又は活用の普及啓発

10月6日～11月18日を「金沢歴史遺産探訪月間」とし、市内各所で探訪会や文化財の公開等のイベントを開催した。

■イベント数: 20件（懇構探訪会、加賀獅子共演会、お茶会など）

■参加者（来場者）合計: 6,165名



懇構探訪会



金石のお茶文化にふれる



## 平成30年度 進捗評価（施策・事業の進捗状況）

## 5. 効果・影響等に関する報道

景観を形成する施策、無電柱化、防災に関するなど「歴史都市金沢」として当該計画に掲載されている事業についての報道が多数なされている。これらの報道をとおして、歴史的風致の維持及び向上に対する関心・認識が深まり、「歴史遺産の保存・活用」への啓発に寄与していると推察される。

## 6. その他(効果等)

## ①住民意識の向上

金沢歴史遺産探訪月間にて、毎回「満足度が高い」という意見をいたたくとともに参加人数も増加傾向にあり、歴史まちづくりに対する住民意識が高まっている。

平成28年 イベント数 17件 参加人数 5,436人

平成29年 イベント数 17件 参加人数 5,896人(前年比:460人増)

平成30年 イベント数 20件 参加人数 6,165人(前年比:269人増)

# 金沢 歴史遺産 探訪月間 2018

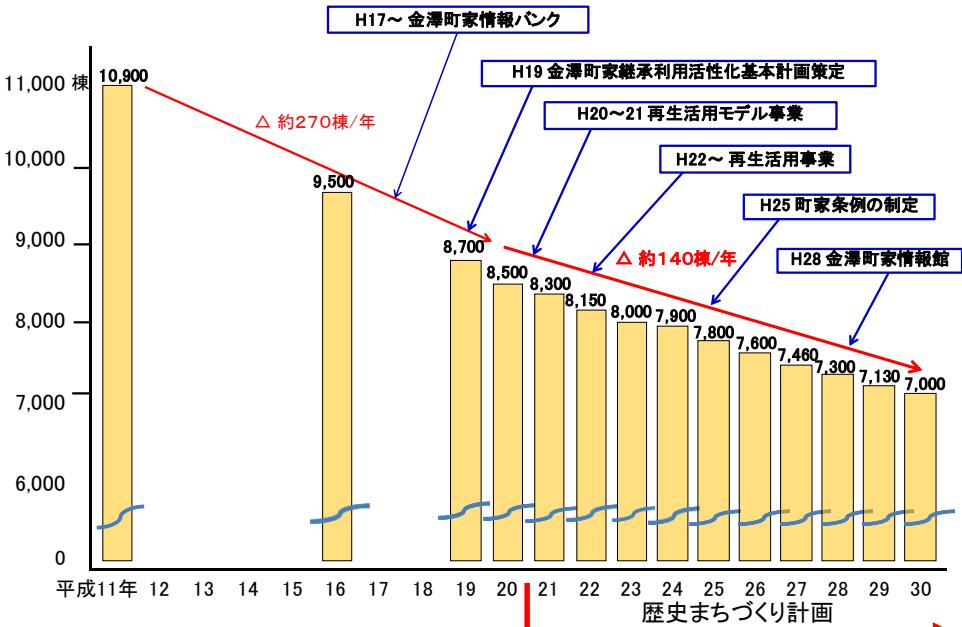


金沢歴史遺産探訪月間のチラシ(2018年版)

## ②歴史的建造物の滅失数の下げ止まり

歴史まちづくり計画 開始前(～平成20年)の減少数: 約270棟/年

歴史まちづくり計画 開始後(平成21年～)の減少数:約140棟/年



## まちなか区域における昭和20年以前に建築された木造建築物の推移(資産税課資料より)

# 金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期） 変更（案）の概要

金沢市では、本市固有の歴史文化資産の保全・活用を図り、「まち」の魅力を向上するため、平成21年より歴史まちづくり法に基づく「金沢市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成30年からは、「金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）」に基づき、歴史文化資産を活かしたまちづくりを推進している。

今回、文化財の保存又は活用に関する事項や歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項、歴史的風致形成建造物の指定等について、計画内容の一部変更等を行う。

## 【計画構成】

1. 金沢の歴史的風致形成の背景
2. 金沢の維持及び向上すべき歴史的風致
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針
4. 重点区域の位置及び範囲
5. 文化財の保存又は活用に関する事項（変更）
6. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項（変更）
7. 歴史的風致形成建造物の指定の方針（変更）
8. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針となるべき事項

★歴史的風致とは、  
「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動  
が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地と  
が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義  
(歴史まちづくり法 第一条)

※計画変更に関する5, 6, 7のみの掲載とする



## 5. 文化財の保存又は活用に関する事項 (変更)

★ 文化財等の保存又は活用に関する主な事項を示す。

### 保存・活用の方針

- ・個々の文化財における保存活用計画の策定を進める。
- ・歴史的風致の維持及び向上に寄与する文化財について、歴史的風致形成建造物の指定を図る。
- ・文化財の現状把握と不具合の早期発見のため、定期的なパトロールを実施する。

### 修理(整備)に関する方針

- ・文化財の修理は、その価値を損なわないよう、現状修理を基本とする。
- ・文化財の整備は、歴史的真正性を最大限確保するため、過去の調査記録などの活用、類例調査等を踏まえ実施する。
- ・適切な修理、整備を行うため、事業者や所有者へ技術的、財政的支援を行う。

### 保存・活用を行うための施設に関する方針

- ・文化財の存在と価値を周知するため、公共サインの整備や説明板等の充実を図る。
- ・外国人旅行者へ文化財を正しく、分かりやすく伝えるため、施設の多言語化を進む。

### 周辺環境の保全に関する方針

- ・文化財の周辺環境の変化は、文化財の価値や魅力に影響を与えるため、景観法、都市計画法及び市の独自条例による規制や、制度の積極的な活用を図る。

### 防災に関する方針

- ・文化財の所有者及び管理者、地域住民、消防署が一体となった防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。
- ・防災設備の設置及び更新や、耐震性能の向上を図る。

### 普及・啓発に関する方針

- ・文化財の存在と価値を周知するため、文化財の公開や、ホームページの充実等による情報発信に努める。

### ■ 重点区域における文化財の修理(整備)に関する具体的な計画について、以下の1件を計画に追加

#### ○聖靈病院聖堂(市指定有形文化財(建造物))(長町1丁目)

聖靈病院聖堂は、大正3年(1914)、ドイツ人宣教師ヨゼフ・ライネルス神父によって創設され、聖堂が建築されたのは昭和6年(1931)、設計はスイス人建築家マックス・ヒンデル、施工は名古屋市の大工岩永伊勢松である。

建物は木造平屋一部2階建、金属板葺で、頂部に十字架を設けた鐘楼の尖塔が建物全体のアクセントとなっている。

建物内部には、日本人に合わせた畳敷きが現在も残り、列柱の柱頭部に金を塗り、柱身は黒漆塗りで仕上げるなど、西洋の感性と日本の感性が見事に調和した特徴的な建物となっている。

今後、現況調査、耐震診断、実施設計、耐震補強工事、軸組修理工事を計画し、保存、活用を図る。



聖靈病院聖堂

# 6. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項 (変更)

★ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針を定め、様々な事業を展開する。

## ■ 方針

- 事前に整備内容について各審議組織に諮った上で整備を実施する。
- 各施設が良好な歴史的風致を維持できるよう、施設管理者や所有者、地域住民、関係団体と連携を図り、適切に管理を行う。

## ■ 事業

### 歴史的建造物の積極的な保全と活用に関する事業

- 金澤町家再生活用事業、伝統的寺社建造物修復事業 など



金澤町家再生活用

### 歴史的街並みの保全に関する事業

- 無電柱化事業、道路修景事業、川筋景観保全事業 など



無電柱化(ひがし茶屋街)

### 歴史的建造物の周辺環境の保全に関する事業

- 観光案内板整備事業、多言語化事業、人材育成事業 など



人材育成(通訳ガイド)

### 伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、後継者の育成に関する事業

- 工芸工房開設奨励事業、各種子ども塾事業 など



子どもマイスタースクール

## ★ 歴史的風致維持向上施設 とは

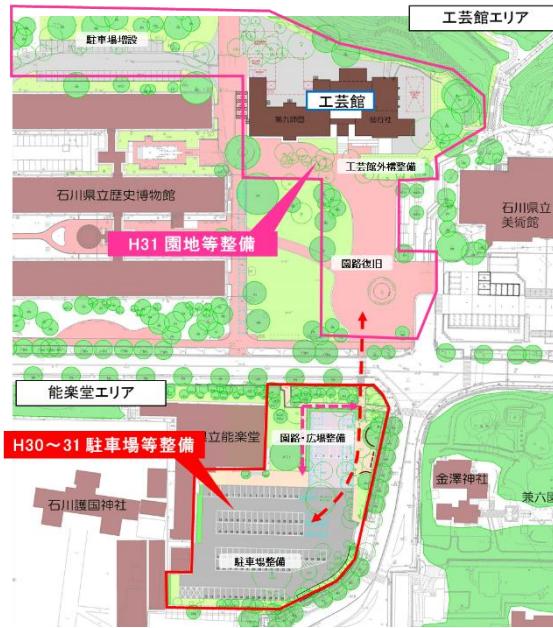
地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設  
その他の施設(歴史まちづくり法第三条)

## ■ 以下の1事業を計画に追加

### ○歴史的建造物の積極的な保全と活用に関する事業

#### (1) 本多の森公園整備事業 (出羽町)

東京国立近代美術館工芸館の本多の森公園への移転に伴う登録有形文化財建造物の移築及び周辺園地整備を行い、歴史文化ゾーンとしての本多の森界隈の歴史的風致の維持及び向上を図る。





## 7. 歴史的風致形成建造物の指定の方針 (変更)

★ 金沢の歴史的風致を形成する重要な構成要素である建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものを歴史的風致形成建造物として指定する。

### ■ 歴史的風致形成建造物の指定基準

① 石川県指定文化財

② 金沢市指定文化財

③ 登録有形文化財、登録記念物及び  
重要文化的景観保存のための建造物

④ 景観重要建造物、景観重要公共施設

⑤ 伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物  
(ただし、重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く)

⑥ 以下の金沢市独自条例による建造物等

(1) 指定保存対象物

(2) こまちなみ保存建造物

(3) 保全用水

⑦ その他特に市長が認める建造物

ただし、

1) 概ね50年以上経過したもの、

2) 適切な維持管理が見込まれるもの、

3) 所有者の同意が得られるもの、の条件を満たす建造物

### ■ 以下の29件の歴史的風致形成建造物を計画に追加

番号	名称	所在地	番号	名称	所在地
1	金沢城惣構跡	金沢市広坂1-128ほか	16	旧森快安邸	金沢市橋場町2-17
2	鞍月用水	金沢市城南2-323先 ～中橋町188先	17	旧園邸	金沢市西町3番丁17-7
3	松風閣庭園	金沢市本多町3-2-1	18	寺島藏人邸跡	金沢市大手町10-3
4	旧森紙店	金沢市野町1-2-34	19	宮村家住宅	金沢市天神町2-10-31
5	辻家庭園	金沢市寺町1-8-48	20	清水家住宅	金沢市尾張町2-9-7
6	西検番事務所	金沢市野町2-25-17	21	奥田家長屋門	金沢市里見町51、52-2
7	旧川縁米穀店	金沢市茨木町53	22	伊崎家所有建物	金沢市尾張町2-9-10
8	旧三田商店	金沢市尾張町1-8-5	23	旧河村家住宅	金沢市水溜町4
9	旧ワイン館	金沢市飛梅町1-10	24	旧高田桶屋	金沢市扇町5-13
10	旧佐野家住宅	金沢市片町2-5-17	25	大野庄用水	金沢市片町2-564先 ～中橋町280先
11	聖靈病院聖堂	金沢市長町1-5-30	26	本多家上屋敷西面門 跡及び堀跡附道跡	金沢市本多町3-61-1 の一部外
12	西家庭園	金沢市長町3-1-57	27	下徳家住宅	金沢市水溜町14
13	如来寺本堂	金沢市小立野5-1-15	28	葉島家住宅	金沢市東山1-21-3
14	寿屋	金沢市尾張町2-4-13	29	料亭 一葉 茶室・土蔵	金沢市下新町5-3
15	千田家庭園	金沢市長町1-4-22			

### ★ 歴史的風致形成建造物 とは

重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、  
その歴史的風致の維持及び向上のために保全を図る  
必要があると認められたもの(歴史まちづくり法第十二条)



## 7. 歷史的風致形成建造物指定一覽 (1 / 6)

指定番号	名称	指定年月日	所在地	外観	保護措置 (指定文化財等)
1	金沢城惣構跡	平成31年(2019) 1月11日	金沢市広坂1-128ほか		金沢市指定 記念物 史跡
2	鞍月用水	平成31年(2019) 1月11日	金沢市城南2-323先 ～中橋町188先		金沢市指定 保全用水
3	松風閣庭園	平成31年(2019) 1月11日	金沢市本多町3-2-1		金沢市指定 記念物 名勝
4	旧森紙店	平成31年(2019) 1月11日	金沢市野町1-2-34		金沢市指定 保存対象物
5	辻家庭園	平成31年(2019) 1月11日	金沢市寺町1-8-48		金沢市指定 記念物 名勝



## 7. 歷史的風致形成建造物指定一覧 (2/6)

指定番号	名称	指定年月日	所在地	外観	保護措置 (指定文化財等)
6	西検番事務所	平成31年(2019) 1月11日	金沢市野町2-25-17		国登録 有形文化財 建造物
7	旧川縁米穀店	平成31年(2019) 1月11日	金沢市茨木町53		金沢市指定 保存対象物
8	旧三田商店	平成31年(2019) 1月11日	金沢市尾張町1-8-5		国登録 有形文化財 建造物 金沢市指定 保存対象物
9	旧ワイン館	平成31年(2019) 1月11日	金沢市飛梅町1-10		金沢市指定 保存対象物
10	旧佐野家住宅	平成31年(2019) 1月11日	金沢市片町2-5-17		金沢市指定 保存対象物



## 7. 歷史的風致形成建造物指定一覧 (3 / 6)

指定番号	名称	指定年月日	所在地	外観	保護措置 (指定文化財等)
11	聖靈病院聖堂	平成31年(2019) 1月11日	金沢市長町1-5-30		金沢市指定 有形文化財 建造物
12	西家庭園	平成31年(2019) 1月11日	金沢市長町3-1-57		金沢市指定 記念物 名勝
13	如来寺本堂	平成31年(2019) 1月11日	金沢市小立野5-1-15		金沢市指定 有形文化財 建造物
14	寿屋	平成31年(2019) 1月11日	金沢市尾張町2-4-13		金沢市指定 保存対象物
15	千田家庭園	平成31年(2019) 1月11日	金沢市長町1-4-22		金沢市指定 記念物 名勝



## 7. 歷史的風致形成建造物指定一覧 (4/6)

指定番号	名称	指定年月日	所在地	外観	保護措置 (指定文化財等)
16	旧森快安邸 (大樋美術館)	平成31年(2019) 1月11日	金沢市橋場町2-17		金沢市指定 保存対象物
17	旧園邸	平成31年(2019) 1月11日	金沢市西町3番丁17-7		金沢市指定 有形文化財 建造物
18	寺島蔵人邸跡	平成31年(2019) 1月11日	金沢市大手町10-3		金沢市指定 記念物 史跡
19	宮村家住宅	平成31年(2019) 1月11日	金沢市天神町2-10-31		こまちなみ保存建造物
20	清水家住宅	平成31年(2019) 1月11日	金沢市尾張町2-9-7		こまちなみ保存建造物



## 7. 歷史的風致形成建造物指定一覧 (5/6)

指定番号	名称	指定年月日	所在地	外観	保護措置 (指定文化財等)
21	奥田家長屋門	平成31年(2019) 1月11日	金沢市里見町51、52-2		こまちなみ保存建造物
22	伊崎家所有建物	平成31年(2019) 1月11日	金沢市尾張町2-9-10		こまちなみ保存建造物
23	旧河村家住宅	平成31年(2019) 1月11日	金沢市水溜町4		こまちなみ保存建造物
24	旧高田桶屋	平成31年(2019) 1月11日	金沢市扇町5-13		こまちなみ保存建造物 国登録 有形文化財 建造物
25	大野庄用水	平成31年(2019) 1月11日	金沢市片町2-564先 ～中橋町280先		金沢市指定 保全用水



## 7. 歴史的風致形成建造物指定一覧 (6/6)

指定番号	名称	指定年月日	所在地	外観	保護措置 (指定文化財等)
26	本多家上屋敷西面門跡 及び塀跡附道跡	平成31年(2019) 1月11日	金沢市本多町3-61-1 の一部外		金沢市指定 記念物 史跡
27	下徳家住宅	平成31年(2019) 1月11日	金沢市水溜町14		こまちなみ保存建造物
28	棄島家住宅	平成31年(2019) 1月11日	金沢市東山1-21-3		こまちなみ保存建造物
29	料亭 一葉 茶室・土蔵	平成31年(2019) 1月11日	金沢市下新町5-3		こまちなみ保存建造物

# 金沢市歴史的風致活用国際観光整備計画

## (案)

### 変更点

3 ページ 表現の修正

5 ページ 協議会の体制（ルール変更に伴う体制変更）

変更前）金沢市歴史的風致活用国際観光協議会を組織

変更後）金沢市歴史的風致活用国際観光協議会を

金沢市歴史まちづくり協議会が兼ねる

7 ページ 金沢市地域通訳案内士 実地体験スキルアップ事業の削除

平成 31 年 3 月

## 1. 計画策定の背景・目的

本市は、加賀百万石の城下町として栄え、金沢城跡、兼六園を中心として、武家屋敷跡や茶屋街、寺院群など藩政時代からの風情ある街並みを有しており、加賀藩前田家の歴代藩主が振興した伝統工芸や伝統芸能が今なお受け継がれている。

本市では、こうした藩政時代から醸成されてきた歴史文化資産を保存・整備し、金沢の歴史的風致を後世に伝えていくために、平成21年(2009)1月19日に「金沢市歴史的風致維持向上計画」が国の第1号認定を受けた。同計画は10年間の計画期間を経て、平成30年(2018)2月28日に次の計画である「金沢市歴史的風致維持向上計画(第2期)」を国へ申請し、同年3月26日に認定された。

本市固有の歴史文化資産は、国際的にも価値の高い観光資源でもあることから、「ほんものの伝統文化や伝統芸能を受け継ぐまち金沢」を体感できるソフトプログラム等により、誘客促進を図ってきた。

平成27年(2015)3月14日に、北陸新幹線の東京ー金沢間が開業したことにより、本市と3大都市圏が概ね2時間半で結ばれることとなり、広域観光をより一層推進しやすい環境が整ったことや、近年の円安傾向、アジア諸国の目覚ましい経済成長並びに2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催などの社会環境に変化が重なったことから、本市を訪れる外国人旅行者が急増しており、外国人旅行者の受け入れ環境を整備することが急務であるため、今回、「金沢市歴史的風致国際観光整備計画」を策定するものである。

## 2. 計画期間

整備計画の計画期間は、平成31年(2019)から平成33年(2021)の3年間とする。

### 3. 広域観光周遊ルート形成計画との関連性

平成 27 年(2015)6 月 12 日に広域観光周遊ルート形成計画の「昇竜道」(申請者: 中部(東海・北陸・信州)広域観光推進協議会)にルートが国土交通大臣の認定を受けた。

この計画では広域観光拠点地区として、加賀百万石の歴史・文化を擁しており、歴史まちづくり法の認定と重要文化的景観の選定を受けている金沢市を含む「金沢地区」が記載されている。また、主要ゲートウェイ施設として、「金沢駅」が挙げられており、「金沢駅」を拠点として、歴史的風致を活用する施策を展開していく。

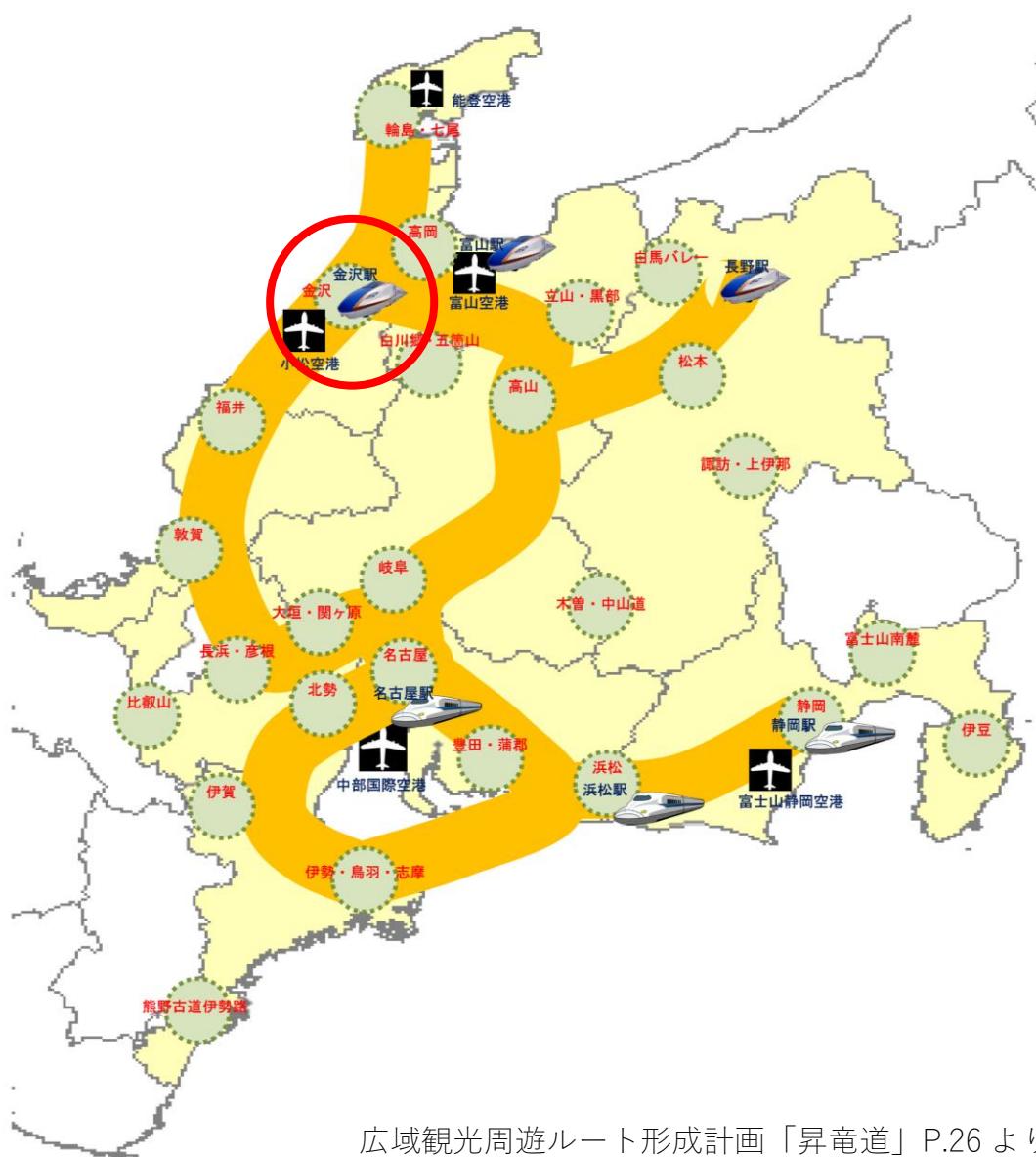


図 3-1 昇竜道の対象区域図

図 3-1 昇竜道の対象区域図

## 4. 歴史的風致維持向上計画との関連性

本市が策定した歴史的風致維持向上計画（第2期）（以降、計画）により金沢城・兼六園、茶屋街や寺院群、用水などの歴史的建造物や歴史的街並みの保全、活用と周辺の整備を進めることで歴史的風致維持及び向上が図られ、金沢の個性と魅力が多いに高まることが期待される。

また、武士の嗜みであった能楽や茶の湯などの伝統文化が現在も深く息づいており、市民生活に大きく関わっている。能が愛好されることは、能面、扇などの道具、楽曲に関わる楽器の需要につながり、茶の湯文化の生活への浸透は、茶道具、茶室、着物など様々な需要を生み出している。

さらに、金沢には、加賀藩の御細工所の伝統を受け継ぐ「加賀象嵌」、「金沢漆器」のほか、「加賀友禅」、「金沢箔」、「金沢仏壇」、「大樋焼」など多くの伝統工芸があり、これらの工芸技術は、時代とともに庶民の生活文化にも深く関わっている。

計画に基づく取り組みを実施することにより、金沢の伝統文化や伝統工芸が様々な場所や機会を通じて活性化し、その保存、継承に大きくつながることとなる。

本市の観光戦略の基本の一つは歴史文化資産の活用にあり、歴史的建造物、歴史的街並み、伝統文化及び伝統産業は世界に誇るべき観光資源である。平成27年(2015)3月に北陸新幹線が開業して以来、交流人口や物流が大きく変化した。特に、外国人観光客は年々増加している。

今後多くの外国人観光客に多くの歴史的風致を見て、触れて、感じて、理解してもらうためには、多言語での情報発信強化や観光ガイドのスキルアップ等のソフト面での対策を充実させることが重要である。

### 密接に関連している歴史的風致

1 金沢城・兼六園周辺に見る歴史的風致

2 茶屋街に見る歴史的風致

3 寺院群に見る歴史的風致

4 旧武士居住地に見る歴史的風致

5 旧町人居住地に見る歴史的風致

9 茶の湯文化が育む歴史的風致

10 伝統芸能が育む歴史的風致

11 城下町と密接に関わってきた地域の歴史的風致

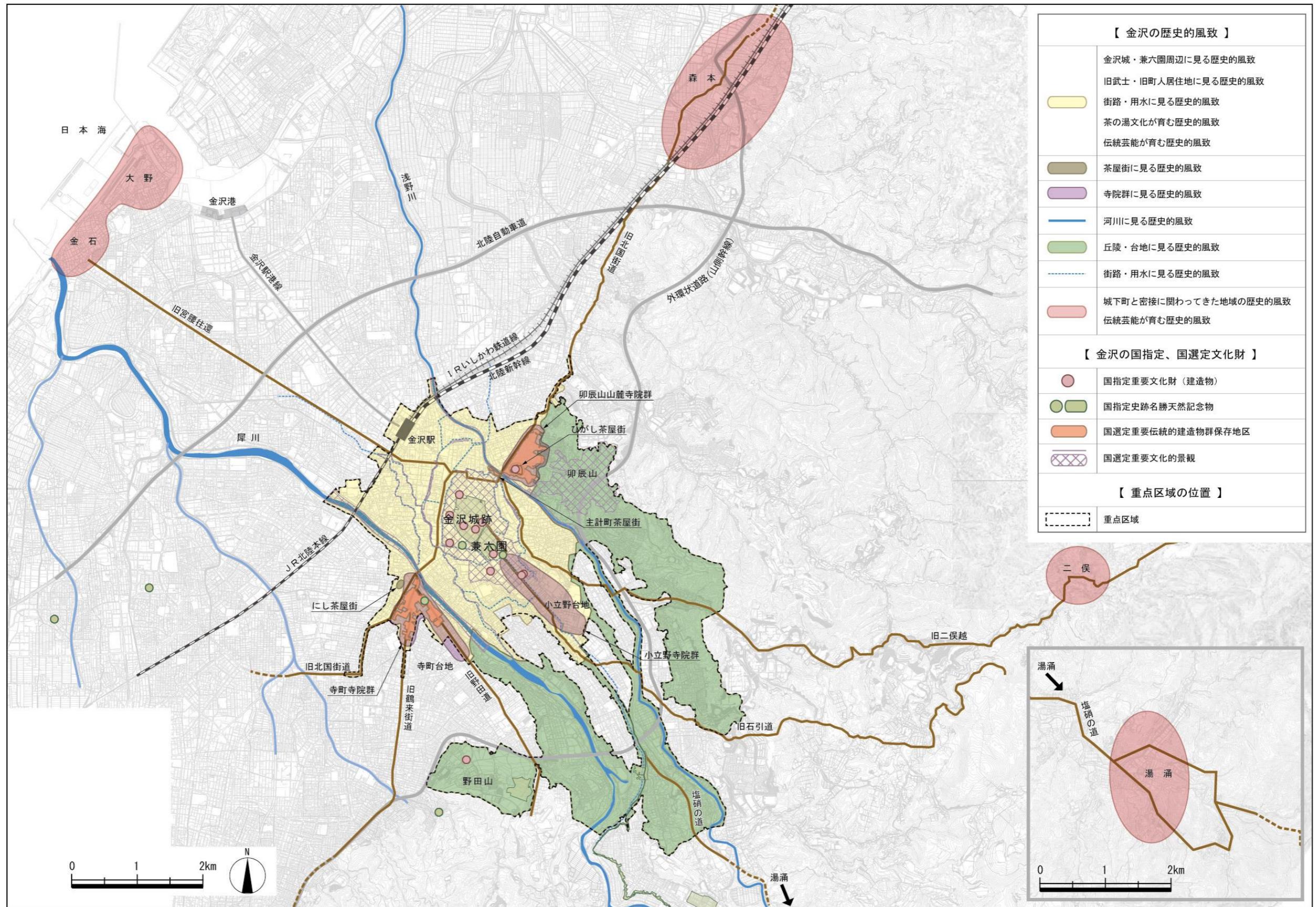


図 4-1 金沢市の維持及び向上すべき歴史的風致の位置

## 5. 協議会の体制

「金沢市歴史的風致活用国際観光協議会」は、「歴史的風致維持向上計画（第2期）」の策定体制である「金沢市歴史まちづくり協議会」が兼ねるものとし、同協議会が整備計画の策定を行うものとする。

なお、協議会は、学識経験者、歴史的建造物を所管する石川県、金沢市の12名で構成され、表に委員名簿を示す。

表 5-1 歴史まちづくり協議会委員名簿

構成	氏名	役職
学識経験者	宇佐美 孝	郷土史家（郷土史）
	川崎 寧史	金沢工業大学教授（建築）
	北浦 勝	金沢職人大学校長
	馬場先 恵子	金沢学院大学教授（都市計画）
	山崎 達文	金沢学院大学副学長（文化財）
	山崎 幹泰	金沢工業大学教授（日本建築史）
石川県	都市計画課長	
	公園緑地課長	
	文化財課長	
金沢市	文化スポーツ局長	
	農林水産局長	
	土木局長	

## 6. 実施方針

北陸新幹線の金沢開業により、本市を訪れる外国人旅行者が急増していることから、早急に外国人旅行者の受け入れ環境を整備することが求められる。このため、事業の方針としては、本市の歴史的風致を訪日外国人に、「正しく」、「わかりやすく」伝えることを基本方針として、ソフト面を中心とした事業を実施することとする。

表 6-1 外国人宿泊者の推移（参考）

年	平成 26 年(2014)	平成 27 年(2015)	平成 28 年(2016)	平成 29 年(2017)
外国人客 (人)	200,580	256,092	396,173	448,267
前年比 (人)	-	+55,812 (+27.7%)	+140,081 (+55.0%)	+52,094 (+13.1%)

※平成 29 年金沢市観光調査結果報告書（金沢市経済局営業戦略部観光政策課）より

※市内に宿泊した外国人の数

※各年 1 月から 12 月の 12 か月の集計値

## 7. 事業名及び概要

実施方針に基づく事業の概要を以下に示す。

### (1) 案内板多言語化事業

【種 別】 ②多言語化、ガイドライン策定

(制度要綱第5条第1項第2号関係)

【事業主体】 金沢市

【事業期間】 平成31年度

【事業内容】 金沢市内に設置してある伝統環境説明（由緒書）看板（重要伝統的建造物群保存地区、こまちなみ保存区域、文化的景観、用水など）を訪れた外国人観光客がより興味をもって金沢の街を周遊できるように英語併記の多言語対応看板とする。

### (2) 通訳ガイド・スキルアップ研修

【種 別】 ③人材育成（制度要綱第5条第1項第3号関係）

【事業主体】 金沢市

【事業期間】 平成31年度～平成33年度

【事業内容】 地域固有の歴史・文化を正しく、分かりやすく外国人旅行者に伝えるため、通訳ガイドに、金沢の歴史・文化等の観光素材の知識の深化、ガイド力向上を目的とした研修を受講してもらうことをとおし、育成を図る。年3回程度開催。

## 8. その他

関連ホームページのアドレスを以下に示す。

- ・「金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）（金沢市ホームページ）  
<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/11107/rekisimatizukuri/fuuti.html>
- ・「観光パンフレット」（金沢市観光協会ホームページ）  
<http://www.kanazawa-kankoukyoukai.or.jp/digitalpamphlet/>
- ・「昇龍道」（観光庁ホームページ）  
<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kikaku/syoryudo/>
- ・「昇龍道」（中央日本総合観光機構ホームページ）  
<https://shoryudo.go-centraljapan.jp/ja/>

【担当者名】金沢市 文化スポーツ局 歴史都市推進課 石田  
電話) 076-220-2310  
e-mail) [ishida\\_o@city.kanazawa.lg.jp](mailto:ishida_o@city.kanazawa.lg.jp)